

公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）

公の施設（以下「施設」という。）の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）の減額・免除（以下「減免」という。）は、これまで各施設の設置目的により、利用者の支援、施設利用の促進等を目的に行われてきました。

しかしながら、減免により不足する収入の補填は、施設を利用していない市民の市税等も含めて賄われることとなるため、使用料等の減免は、受益者負担の原則の例外として、真にやむを得ない場合に限定されるべきものであり、市民全体の平等性、公平性が確保されるものでなければなりません。

については、施設の使用料等の減免に関して、施設の設置目的、利用者の資格や利用目的を鑑みた上で、市で統一的な基準を定めることとし、この基準に従って減免等の見直しを行うこととします。

1 施設の使用料等に関する減免についての統一的な考え方

施設の使用料等に関する減免制度については、その規定方法、解釈及び運用が施設ごとに異なっている部分があることから、減免の対象にするときの統一的な考え方を以下のとおり定めます。

(1) 市又は市の機関が主催又は共催する事業で使用する場合

市や市の機関（小中学校を含む）が主催又は共催する事業で使用する場合（共催する事業にあっては、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に使用する場
合に限る。）は、公益性が高いと認められるため「免除」とします。

(2) 地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に使用する場 合

地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に使用する場
合は、公益性が高いと認められるため「免除」とします。

(3) 市内の公共的団体が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に使用する場 合

市内の公共的団体が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に使用する場
合は、一定の公益性が認められるため「減額」又は「免除」とします。

なお、公共的団体の定義及び範囲については、別紙を参照してください。

(4) 身体障害者手帳等の交付を受けている者が使用する場 合

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、都道府県知事又は政令指定都市市長の定めるところによる療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用する場合は、使用料等の設定において負担軽減が図られているもののほか、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 24 条に基づき「減額」又は「免除」とします。

(5) (1) から(4)まで以外で、市長又は市長からの権限の委任を受けた者が特に必要があると認める場合

政策的な理由により必要がある場合に限り、政策秘書課との協議を経た上で市長又は市長からの権限の委任を受けた者の決裁により「減額」又は「免除」できることとします。

なお、社会情勢の変化等により、上記に掲げるもののほか新たに減免を行うべき事由が生じた場合は、本基準を見直すことにより減免することとします。

2 利用料金制について

利用料金制（施設の管理を指定管理者に行わせる場合において当該施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることをいう。以下同じ。）を採用する場合、利用料金の徴収自体が私法行為と解されることから、減免についても私法行為の範ちゅうにおいて指定管理者の判断により行う行為となりますが、他の施設との均衡を鑑み、減免については原則として1に規定する使用料等の統一的な基準に準じるものとし、別途協定書等において本基準に基づいた減免を行うことを遵守する旨を明記し、私法的に担保するものとします。

3 施設の有料化について

令和3年度現在使用料等を設定していない施設については、受益者負担の原則、同種の施設や他自治体との均衡等から、原則として使用料等を設定することとします。また、その際には、他の施設との均衡化や公平性を期すように努めることとします。

4 適用日

令和4年4月1日から適用します。ただし、利用者に対する周知期間の確保等必要がある場合には、令和4年度中において適用日を変更することができることとします。

なお、利用料金制を採用している場合については、指定管理者と協議の上、適用日を決定するものとします。

5 経過措置の設定について

各施設を所管する課所は、利用者等に対し相当な期間を設けて周知を図るとともに、例規改正等の必要な手続を遅滞なく実施するものとします。ただし、本基準に基づいた減免の見直しに伴う負担の急増を緩和するため、令和6年度までの間において減額割合を2分の1以内とする経過措置を設けることができるものとします。

「市内の公共的団体」の定義及び範囲について

本基準における「公共的団体」は、地方自治法第157条第1項に規定される「公共的団体等」を言います。

○地方自治法

〔公共的団体等の監督〕

第百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

- ② 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。
- ③ 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。
- ④ 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

また、行政実例では、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わない」とされています。

このことを踏まえて、「市内の公共的団体」について以下のとおり例示します。

【「市内の公共的団体」の例】

日高市社会福祉協議会、日高市商工会、日高市シルバー人材センター、日高市区長会及び各行政区・自治会、日高市スポーツ少年団本部及び各スポーツ少年団、日高市子ども会育成連絡協議会及び各地区子ども会育成会、PTA連合会及び各小中学校PTA、婦人会、日高ジュニアリーダークラブ、青少年育成日高市民会議、青少年相談員協議会、各地区青少年健全育成の会、日高市スポーツ協会及び加盟スポーツ団体、日高市国際交流協会、日高市観光協会、日高市コミュニティ協議会 等

なお、例示以外の団体が「公共的団体」にあたるかどうかは、同条の趣旨（市が当該団体に対し指揮監督ないし助言する立場にあるかどうか等）を踏まえて判断することとなります。